

事務連絡
令和4年3月16日

関係団体の長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援について（依頼）

今般、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「基本指針」という。）を改正し、別紙のとおり都道府県知事等宛て通知しました。

改正後の基本指針第5（1）キにおいて、「国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業者団体に対し、周知を図ることとしています。

アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされ、時には職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。また、アレルギー疾患を有する者の保護者においては、定期的な通院の付き添いやアレルギー除去食の準備に時間がかかるなどといった理由から仕事が制限されるケースもあります。

これらの状況を鑑み、厚生労働省において、「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」を作成し、アレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」において公開しているところです。

貴団体におかれましては、改正後の基本指針の趣旨を御了知いただくとともに、アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援のための取組に本マニュアルも御活用いただくよう、貴団体の関係者等に対する周知、協力方よろしくお願ひいたします。

○アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル

https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf

○アレルギーポータル

<https://allergyportal.jp/>

〈照会先〉

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・塚本・中神

電話（代表）03-5253-1111（内）2291、2359

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第5 (1)

キ 国は、アレルギー疾患有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図る。

健発0314第2号
令和4年3月14日

各 都道府県知事
市町村長
特別区長 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部を改正する件について
(通知)

アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号。以下「法」という。）第11条第1項に基づき策定された、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号。以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）については、同条第6項において、少なくとも5年ごとに検討を加え、必要に応じて改正することとされている。

これを踏まえ、本日、アレルギー疾患対策基本指針の一部を下記の通り改正し、告示の日（令和4年3月14日）から適用することとしたので、内容について御了知の上、法第5条に規定する地方公共団体の責務にのっとり、地域の実情に基づき、管内市区町村、医療関係者、アレルギー疾患患者等及びその他の関係者と連携のうえ、より一層のアレルギー疾患対策の推進を図られるようお願いする。また、管内の関係団体、関係機関等に対し、改正内容の周知徹底をお願いする。

記

第一 改正の趣旨

法第11条第6項の規定に基づき、アレルギー疾患対策基本指針の見直しを行い、その一部を改正する。

第二 改正の内容

アレルギー疾患対策推進協議会の議論も踏まえ、

- ・ アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及について、両親学級等の機会を活用し、出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記する
 - ・ アレルギー疾患医療を提供する体制の確保について、医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記するほか、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成等について中心拠点病院及び都道府県拠点病院等の協力のもと推進すること、並びに「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記する
 - ・ アレルギー疾患に関する調査及び研究について、「免疫アレルギー疾患研究 10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った研究を推進することを明記する
 - ・ 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記する
- 等を内容とする改正その他所要の改正を行う。

第三 適用日

告示の日（令和4年3月14日）

以上

○厚生労働省告示第六十五号
アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）第十一条第六項の規定に基づき、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成二十九年厚生労働省告示第七十六号）の一部を次のように改正したので、同条第七項において準用する同条第四項の規定により公表する。
令和四年三月十四日

厚生労働大臣　後藤　茂之
(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）以下「法」という。に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものである。	本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）以下「法」という。に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものである。

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的IgE抗体を有する、多様かつ複合的因素を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起こる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈するとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、強い瘙痒感を伴う湿疹を呈るとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入後にく後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈するとされており、アレルギー性結膜炎は、流泪、目の瘙痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈するとされている。花

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的IgE抗体を有する、多様かつ複合的因素を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起こる咳嗽、喘鳴、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄と気道過敏性の亢進に起因する症状を呈るとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、瘙痒感を伴う湿疹を呈るとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈するとされており、アレルギー性結膜炎は、流泪、目の瘙痒感と充血、眼瞼浮腫等を呈するとされている。花

いる。花粉症は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併する。アレルギー疾患の中でも最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。これらアレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴(アレルギーマーチ)を有するため、これらの特徴を考慮し、発症予防も勘案した診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患有していると言われている。アレルギー疾患有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公

共団体、アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患有する医療(以下「アレルギー疾患医療」という。)の質の向上及び提供体制の整備、国民がアレルギー疾患に関し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるもの体制の整備、アレルギー疾患に関する研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行われなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第十一條第一項の規定に基づき策定するものである。

第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患有は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の

度に変化が生じるという特徴を有する。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラ

キシーショックなど、突然症状が増悪するこ

とにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管

理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公

共団体、アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患有する医療(以下「アレルギー疾患医療」という。)の質の向上及び提供体制の整備、国民がアレルギー疾患有に関し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるもの体制の整備、アレルギー疾患に関する研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行われなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第十一條第一項の規定に基づき策定するものである。

第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患有は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の

度に変化が生じるという特徴を有する。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラ

キシーショックなど、突然症状が増悪するこ

とにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管

理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公

共団体、アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患有は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併する。特に花粉症の有病率は、アレルギー疾患有の中でも最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器

症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。これらアレルギー疾患有は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患有を合併し得ること、新たにアレルギー疾患有を発症し得ること等の特徴(アレルギーマーチ)を有するため、これら特徴を考慮した診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患有をしていると言われている。

アレルギー疾患有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。

また、アナフィラ

キシーショックなど、突然症状が増悪するこ

とにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管

理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公

共団体、アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患有する医療(以下「アレルギー疾患医療」という。)の質の向上及び提供体制の整備、国民がアレルギー疾患有に関し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができるもの体制の整備、アレルギー疾患有に関する研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行われなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第十一條第一項の規定に基づき策定するものである。

第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的事項

(1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患有は、アレルゲンの曝露の量や頻度等の増減によって症状の

度に変化が生じるという特徴を有する。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラ

キシーショックなど、突然症状が増悪するこ

とにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管

理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公

共団体、アレルギー疾患有する者やその家

族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患有は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併する。特に花粉症の有病率は、アレルギー疾患有の中でも最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器

症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応を起こすとされている。これらアレルギー疾患有は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患有を合併し得ること、新たにアレルギー疾患有を発症し得ること等の特徴(アレルギーマーチ)を有するため、これら特徴を考慮した診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患有をしていると言われている。

アレルギー疾患有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。

また、アナフィラ

キシーショックなど、突然症状が増悪するこ

とにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となってきたが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管

理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るために、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公

共団体、アレルギー疾患有する者やその家

(2) イ・エ (略)

国、地方公共団体、医療保険者、国民、
医師その他の医療関係者及び学校等の設
置者又は管理者の責務

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法 (平成九年
法律第二百二十三号) 第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)

は、国及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の発症や重症化の予防及び
症状の軽減に関する啓発及び知識の普
及等の施策に協力するよう努めなけれ
ばならない。

エ 国民は、アレルギー疾患に関する正
しい知識を持ち、アレルギー疾患の発
症や重症化の予防及び症状の軽減に必
要な注意を払うよう努めるとともに、ア
レルギー疾患有する者について正しい理
解を深めるよう努めなければならない。

オ 医師その他の医療関係者は、国及び
地方公共団体が講ずるアレルギー疾患
対策に協力し、アレルギー疾患の発症
や重症化の予防及び症状の軽減に寄与
するよう努めるとともに、アレルギー
疾患有する者及びその家族の置かれ
ている状況を深く認識し、科学的知見
に基づく良質かつ適切なアレルギー疾
患医療を行うよう努めなければならない。
い。

(2) イ・エ (略)

国、地方公共団体、医療保険者、国民、
医師その他の医療関係者及び学校等の設
置者又は管理者の責務

ア・イ (略)

ウ 医療保険者 (介護保険法 (平成九年
法律第二百二十三号) 第七条第七項に規
定する医療保険者をいう。以下同じ。)

は、国及び地方公共団体が講ずるアレ
ルギー疾患の重症化の予防及び症状の
軽減に関する啓発及び知識の普及等の
施策に協力するよう努めなければならない。
ない。

エ 国民は、アレルギー疾患に関する正
しい知識を持ち、アレルギー疾患の重
症化の予防及び症状の軽減に必要な注
意を払うよう努めるとともに、アレ
ルギー疾患有する者について正しい理
解を深めるよう努めなければならない。
い。

オ 医師その他の医療関係者は、国及び
地方公共団体が講ずるアレルギー疾患
対策に協力し、アレルギー疾患の重症
化の予防及び症状の軽減に寄与するよ
う努めるとともに、アレルギー疾患有
する者及びその家族の置かれている状
況を深く認識し、科学的知見に基づく
良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行
うよう努めなければならない。

等、高齢者又は障害者に対して、適切な医
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ
う努めなければならない。

第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

一方、インターネット等にはアレル
ギー疾患の原因やその予防法、症状の軽
減に関する膨大な情報があふれています。
この中から、適切な情報を選択することは
困難となっています。また、適切な情報
が得られず、若しくは適切でない情報を
選択したがゆえに、科学的知見に基づく
治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪す
る例が指摘されている。

このような現状を踏まえ、国は、国民
がアレルゲンの除去や回避、アレルゲン
免疫療法を含めた重症化予防の方法、症
状の軽減の方法等、科学的根拠に基づい
たアレルギー疾患医療に関する正しい知
識を習得できるよう、國民に広く周知す
ること並びにアレルギー疾患の発症及び
重症化に影響する様々な生活環境を改善
するための取組を進める。

この現状を踏まえ、國は、國民
がアレルゲンの除去や回避を含めた重症
化予防の方法、症状の軽減の方法等、科
学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療
に関する正しい知識を習得できるよう、國
民に広く周知すること並びにアレル
ギー疾患の発症及び重症化に影響する
様々な生活環境を改善するための取組を
進める。

高齢者又は障害者に対して、適切な医
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ
う努めなければならない。

第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

一方、インターネット等にはアレル
ギー疾患の原因やその予防法、症状の軽
減に関する膨大な情報があふれています。
この中から、適切な情報を選択することは
困難となっています。また、適切でない
情報を選択したがゆえに、科学的知見に基
づく治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪す
る例が指摘されている。

この現状を踏まえ、國は、國民
がアレルゲンの除去や回避、アレルゲン
免疫療法を含めた重症化予防の方法、症
状の軽減の方法等、科学的根拠に基づい
たアレルギー疾患医療に関する正しい知
識を習得できるよう、國民に広く周知す
ること並びにアレルギー疾患の発症及び
重症化に影響する様々な生活環境を改善
するための取組を進める。

高齢者又は障害者に対して、適切な医
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ
う努めなければならない。

第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組が必要な事項について

保健センター等で実施する両親学級や
乳幼児健康診査等の母子保健事業の機
会を捉え、妊娠や乳幼児の保護者等に
対する適切な保健指導や医療機関への
受診勧奨等、適切な情報提供を実施す
るよう求める。

高齢者又は障害者に対して、適切な医
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ
う努めなければならない。

第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組が必要な事項について

保健センター等で実施する乳幼児健康
検査等の母子保健事業の機会を捉え、
乳幼児の保護者に対する適切な保健指
導や医療機関への受診勧奨等、適切な
情報提供を実施するよう求める。

高齢者又は障害者に対して、適切な医
療的、福祉的又は教育的配慮をするよ
う努めなければならない。

第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識
の普及並びにアレルギー疾患の予防のた
めの施策に関する事項

(1) 今後の取組が必要な事項について

保健センター等で実施する乳幼児健康
検査等の母子保健事業の機会を捉え、
乳幼児の保護者に対する適切な保健指
導や医療機関への受診勧奨等、適切な
情報提供を実施するよう求める。

エーチ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な見解の集積に努める。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努める。外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用す
る消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能な限り配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るために従業員教育等を行なう。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るために都道府県等食品衛生監視指導計画(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する計画を立てる。食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条规定食品関連業者の監視等を実施する。

ケ (略)

第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の知識の普及及び技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エーチ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な検証を行う。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法(平成二十五年法律第七十号)に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努めるとともに、外食等に関する食物アレルギー表示については、それらを利用す
る消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能な限り配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るために従業員教育等を行なう。さらに、地方公共団体は、表示の適正化を図るために都道府県等食品衛生監視指導計画(昭和二十二年法律第二百三十三号)第二十四条第一項に規定する計画を立てる。に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

ケ (略)

第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることが必要である。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師その他の医療従事者の知識の普及及び技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エーチ (略)

ク 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るため関係学会と検討会における検討結果に基づき教育を推進する。

エーチ (略)

ク 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るために、その検討結果に基づき教育を推進する。

イ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るために、その検討結果に基づき教育を推進する。

エーチ (略)

ク 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他他の医療従事者の知識の普及及び技能の向上を図るために、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エーチ (略)

ク 国は、アレルギー疾患を有する者が居住する地域や世代に関わらず、適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、アレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、小児期のみならず移行期・成人期のアレルギー診療についても実態調査を行うように努めるとともに、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

ク アレルギー疾状を引き起しする原因物質の特定は困難なことが多い、容易に診断ができない場合がある。國は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化の予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関、研究機関及び関係団体との連携による情報の共有を図るため、アレルギー疾状を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に同定、確保及び活用するための仕組みについて検討する。

四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

力
国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院（以下「中心拠点病院」という。）等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「都道府県立拠点病院」という。）等の地域的拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関し、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

キ　国は、中心拠点病院や都道府県立拠点病院等の協力のもと、最新の科学的知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

ク アレルギー症状を引き起す原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関と関係団体との連携による情報の共有を図るために、アレルギー症状を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に確保及び活用するための仕組みについて検討する。

第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率

力
力
国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかわりつけ医院との間の連携協力体制に関する検討を行い、その検討結果に基づいた体制を整備する。

(2) が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。
ア 今後取組が必要な事項について
アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移(自然史)の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査、研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

の高さ等により、社会全体に与える影響も大きいが、発症並びに重症化の要因、診療・管理ガイドラインの有効性及び薬剤の長期投与の効果並びに副作用等、未だに明らかになっていないことが多い。これら諸問題の解決に向け、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む。以下同じ）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である。

アレルギー疾患は、最新の科学的知見に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがある程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。最新の科学的知見に基づくアレルギー疾患の治療の周知、普及及び実践の程度について

(2) が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

ア 今後取組が必要な事項について

アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診察・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査・研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、基本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案案につなげる。

の高さ等により、社会全体に与える影響も大きいが、発症並びに重症化の要因、薬剤の長期投与の効果並びに副作用等、未だ明らかになっていないことが多い。これら諸問題の解決に向け、疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である。

ウ

国は、中心拠点病院、都道府県拠点病院その他の専門的なアレルギー疾患の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治療を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

工 国は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、疫学研究、基礎研究及び臨床研究を推進する。

第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア ワ (略)

工 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対しても、保育所に課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成二十三年三月十七日付け雇用保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、

ウ 国は、国立研究開発法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立病院機構相模原病院その他の専門的なア

レルギー疾患医療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治療を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

工 国は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、疫学研究、基礎研究及び臨床研究の中長期的な戦略の策定について検討を行う。

第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア ワ (略)

工 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等について、教育委員会等に対しても、保育所に課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成二十三年三月十七日付け雇用保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、

障害者支援施設等に対しても、職員等にアレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。

オ・カ (略)
キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図る。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するためには、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、地域の実情を把握し、医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の策定し、及び実施するよう努める。

(3) 災害時の対応

ア 国及び地方公共団体は、平時ににおいて、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食料アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公共団体に対して防災や備蓄集配等に

支援施設等においても、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の啓発に努める。

オ・カ (略)
キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策についても、これらに資するアレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。

ク・ケ (略)

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、アレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

(3) 災害時の対応

ア 国及び地方公共団体は、平時ににおいて、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、災害時において、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、国は、地方公共団体に対して防災や備蓄集配等に

また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等の集積場所で必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に係る部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を

アレルギーに対応した食品等の集積場所を速やかに設置し、物資の受け取りや適切なタイミングで必要な者へ提供できるよう支援する。

得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

(4) ウ
・エ
(5) (略)

(4) ウ
・エ
(5) (略)

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

本指針におけるアレルギー疾患とは、アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号。以下「法」という。）に定められており、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーその他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるものである。

医学的にアレルギー疾患とは、粘膜や皮膚の慢性炎症を起こし、多くの患者でアレルゲンに対する特異的 IgE 抗体を有する、多様かつ複合的要因を有する疾患のこととされている。気管支ぜん息は、気道炎症を主な病態とし、繰り返し起こる咳嗽^{がいそう}、喘鳴^{せんめい}、呼吸困難等、可逆性の気道狭窄^{きょうさく}と気道過敏性の亢進^{こうしん}に起因する症状を呈するとされている。アトピー性皮膚炎は、皮膚バリア機能の低下による易刺激性とアレルギー炎症が主な病態であり、強い瘙痒感^{そうよう}を伴う湿疹を呈するとされている。アレルギー性鼻炎は、アレルゲン侵入後にくしゃみ、鼻漏、鼻閉等を呈するとされており、アレルギー性結膜炎は、流涙、目の瘙痒感^{そうよう}と充血、眼瞼浮腫^{がんけんふしゅ}等を呈するとされている。花粉症は、アレルギー性鼻炎のうち花粉抗原による季節性アレルギー性鼻炎を指し、アレルギー性結膜炎を高頻度に合併するとされている。特にスギ花粉症の有病率は、アレルギー疾患の中で最も高く、全年齢層において増加の一途をたどっている。食物アレルギーでは、抗原食物の摂取等により、皮膚症状・呼吸器症状・消化器症状等が引き起こされ、時にアナフィラキシーと呼ばれる複数臓器に及ぶ全身性の重篤な過敏反応

を起こすとされている。これらアレルギー疾患は、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併し得ること、新たなアレルギー疾患を発症し得ること等の特徴（アレルギーマーチ）を有するため、これらの特徴を考慮し、発症予防も勘案した診療が必要になる。

我が国では、依然としてアレルギー疾患を有する者の増加が見られ、現在は乳幼児から高齢者まで国民の約二人に一人が何らかのアレルギー疾患を有していると言われている。アレルギー疾患を有する者は、しばしば発症、増悪、軽快、寛解、再燃を不定期に繰り返し、症状の悪化や治療のための通院や入院のため、休園、休学、休職等を余儀なくされ、時には成長の各段階で過ごす学校や職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがある。また、アレルギー疾患の中には、アナフィラキシーショックなど、突然症状が増悪することにより、致死的な転帰をたどる例もある。

近年、医療の進歩に伴い、科学的知見に基づく医療を受けることによる症状のコントロールがおおむね可能となつてきているが、全ての患者がその恩恵を受けているわけではないという現状も指摘されており、診療・管理ガイドラインにのつとつた医療のさらなる普及が望まれている。

このような状況を改善し、我が国のアレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、平成二十六年六月に法が公布された。国、地方公共団体、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者は、法に定められた基本理念や責務等にのつとり、共に連携しながらアレルギー疾患対策に主体的に参画し、

突然症状が増悪することにより亡くなる等の事態を未然に防ぐとともに、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上に取り組むことが重要である。

アレルギー疾患対策は、生活の仕方や生活環境の改善、アレルギー疾患に係る医療（以下「アレルギー疾患医療」という。）の質の向上及び提供体制の整備、国民がアレルギー疾患に關し適切な情報を入手できる体制の整備、生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制の整備、アレルギー疾患に係る研究の推進並びに研究等の成果を普及し、活用し、発展させることを基本理念として行われなければならない。

本指針は、この基本理念に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示すことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的として法第十一條第一項の規定に基づき策定するものである。

第一 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な事項

(1) 基本的な考え方

ア アレルギー疾患は、アレルゲンの曝露^{ばくろく}の量や頻度等の増減によつて症状の程度に変化が生じるという特徴を有するため、アレルギー疾患を有する者の生活する環境、すなわち周囲の自然環境及び住居内の環境、そこでの生活の仕方並びに周囲の者の理解に基づく環境の管理等に大きく影響される。したがつて、アレルギー疾患の発症や重症化を予防し、その症状を軽減する

ためには、アレルゲン回避を基本とし、また、免疫寛容の誘導も考慮に入れつつ、アレルギー疾患を有する者を取り巻く環境の改善を図ることが重要である。

イ アレルギー疾患医療の提供体制は、アレルギー疾患を有する者が、その居住する地域に関する科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を等しく受けられるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上及び科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療の提供体制の整備が必要である。

ウ 国民が、アレルギー疾患に關し、科学的知見に基づく適切な情報を入手できる体制を整備するとともに、アレルギー疾患に罹患した場合には、日常生活を送るに当たり、正しい知見に基づいた情報提供や相談支援等を通じ、生活の質の維持向上のための支援を受けることができる体制を整備することが必要である。

エ アレルギー疾患に関する専門的、学際的又は総合的な研究を戦略的に推進するとともに、アレルギー疾患の発症及び重症化の予防、診断並びに治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させることが必要である。

(2) 国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務

ア 国は、基本的な考え方につとり、アレルギー疾患対策を総合的に策定及び実施する責務を

有する。

イ 地方公共団体は、基本的な考え方につとり、アレルギー疾患対策に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定及び実施するよう努めなければならない。

ウ 医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。以下同じ。）は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

エ 国民は、アレルギー疾患に関する正しい知識を持ち、アレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に必要な注意を払うよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者について正しい理解を深めるよう努めなければならない。

オ 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患対策に協力し、アレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に寄与するよう努めるとともに、アレルギー疾患を有する者及びその家族の置かれている状況を深く認識し、科学的知見に基づく良質かつ適切なアレルギー疾患医療を行うよう努めなければならない。

カ 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に關し必要な行為を行うことができない乳幼児、児童、生徒（以下「児童等」という。）、高齢者又は障害者

が居住し又は滞在する施設の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の発症や重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対して、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならぬ。

第二 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患は、その有病率の高さゆえに、国民の生活に多大な影響を及ぼしているが、現時点においても本態解明は十分ではなく、また、生活環境に関する多様で複合的な要因が発症及び重症化に関わっているため、その原因の特定が困難であることが多い。

一方、インターネット等にはアレルギー疾患の原因やその予防法、症状の軽減に関する膨大な情報があふれており、この中から、適切な情報を選択することは困難となっている。また、適切な情報が得られず、若しくは適切でない情報を選択したがゆえに、科学的知見に基づく治療から逸脱し、症状が再燃又は増悪する例が指摘されている。

このような現状を踏まえ、国は、国民がアレルゲンの除去や回避、アレルゲン免疫療法を含め

た重症化予防の方法、症状の軽減の方法等、科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する正しい知識を習得できるよう、 국민に広く周知すること並びにアレルギー疾患の発症及び重症化に影響する様々な生活環境を改善するための取組を進める。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、アレルギー疾患を有する児童等が他の児童等と分け隔てなく学校生活を送るため、必要に応じた適切な教育が受けられるよう、教育委員会等に対して適切な助言及び指導を行う。

また、国は、児童福祉施設、放課後児童クラブ、老人福祉施設、障害者支援施設等を利用するアレルギー疾患を有する児童等、高齢者又は障害者に対する適切な啓発等について、地方公共団体に対して協力を求める。

イ 国は、国民がアレルギー疾患の正しい理解を得ることができるよう、地域の実情等に応じた社会教育の場を活用した啓発について、地方公共団体に対して協力を求める。

ウ 国は、地方公共団体に対して市町村保健センター等で実施する両親学級や乳幼児健康診査等の母子保健事業の機会を捉え、妊婦や乳幼児の保護者等に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供を実施するよう求める。

エ 国及び地方公共団体は、医療保険者及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合をい

う。）に對して、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患やアレルギー疾患の重症化予防、症状の軽減の適切な方法等に関する啓発及び知識の普及のための施策に協力するよう求め
る。

オ 国は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第四項に規定する施策を講ずることにより、環境基準（同法同条第一項に規定する基準をいう。）が確保されるよう努める。

カ 国は、花粉の飛散状況の把握等を行い、適切な情報提供を行うとともに、花粉の飛散の軽減に資するため、森林の適正な整備を図る。

キ 国は、地方公共団体と連携して受動喫煙の防止等を更に推進することを通じ、気管支ぜん息の発症及び重症化の予防を図る。

ク 国は、アレルギー疾患を有する者の食品の安全の確保のため、アレルギー物質を含む食品に関する表示等について科学的な知見の集積に努める。また、国は、食物アレルギーの原因物質に関して定期的な調査を行い、食品表示法（平成二十五年法律第七十号）に基づく義務表示又は推奨表示の充実に努める。外食・中食における食物アレルギー表示については、それらを利用する消費者の需要や誤食事故等の実態に基づき、関係業界と連携し、実行可能性にも配慮しながら、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進する。食品関連業者は、表示制度を遵守し、その理解を図るために従業員教育等を行う。さ

らに、地方公共団体は、表示の適正化を図るため、都道府県等食品衛生監視指導計画（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十四条第一項に規定する計画をいう。）に基づき食品関連業者の監視等を実施する。

ケ 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患の病態、診断に必要な検査、薬剤の使用方法、アレルゲン免疫療法（減感作療法）を含む適切な治療方法、重症化予防や症状の軽減の適切な方法並びにアレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するためのウェブサイトの整備等を通じ、情報提供の充実を図る。

第三 アレルギー疾患医療を提供する体制の確保に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

国民がその居住する地域や世代に関わらず、等しくそのアレルギーの状態に応じて適切なアレルギー疾患医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることができることである。

具体的には、アレルギー疾患医療の専門的な知識及び技能を有する医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識や技能の向上に資する施策を通じ、アレルギー疾患医療に携わる医療従事者全体の知識の普及及び技能の向上を図る。

また、アレルギー疾患医療は、診療科が内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師が偏在していることなどから、アレルギー疾患医療の提供体制に地域間格差が見られることが指摘されている。このような現状を踏まえ、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づき、アレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、アレルギー疾患医療に携わる医師に対して、最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報を提供するため、地方公共団体に対して、地域医師会等と協力し講習の機会を確保することを求める。また、関係学会に対して、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等を講習に派遣し、講習内容を充実させるための協力を求める。

イ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に関する教育について、内容の充実を図るため関係学会等と検討を行い、その検討結果に基づき教育を推進する。

ウ 国は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、臨床検査技師、管理栄養士その他の医療従事者の知識の普及及び技能の向上を図るため、これらの医療従事者が所属する関係学会等が有する医療従事者向け認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エ　国は、関係学会等がウェブサイトに掲載しているアレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療に係る提供機関の情報について、ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供する。

オ　国は、アレルギー疾患有する者が居住する地域や世代に問わらず、適切なアレルギー疾患医療や相談支援を受けられるよう、小児期のみならず移行期・成人期のアレルギー診療についても実態調査を行うように努めるとともに、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

カ　国は、アレルギー疾患医療の提供体制の更なる充実を図るため、国立研究開発法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構相模原病院（以下「中心拠点病院」という。）等アレルギー疾患医療の全国的な拠点となる医療機関及び都道府県アレルギー疾患医療拠点病院（以下「都道府県拠点病院」という。）等の地域の拠点となる医療機関のそれぞれの役割や機能並びにこれらの医療機関とかかりつけ医との間の連携協力体制に関し、「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」における検討結果に基づいた体制を整備する。

キ　国は、中心拠点病院や都道府県拠点病院等の協力のもと、最新の科学的知見に基づく適切な医療に関する情報の提供、アレルギー疾患医療に関する研究及び専門的な知識と技術を有する医療従事者の育成等を推進する。

ク アレルギー症状を引き起こす原因物質の特定は困難なことが多く、容易に診断ができない場合がある。国は、正確な診断とそれに基づく適切な重症化予防や治療が行われるよう、原因物質の特定や専門的な医療機関、研究機関及び関係団体との連携による情報の共有を図るため、アレルギー症状を引き起こした可能性のある成分を適切かつ効率的に同定、確保及び活用するための仕組みについて検討する。

第四 アレルギー疾患に関する調査及び研究に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

アレルギー疾患に係る根治療法の開発及び普及が十分でないため、アレルギー疾患を有する者は、多くのアレルギー疾患以外の慢性疾患を有する者と同様に、長期にわたり生活の質が損なわれる場合がある。アレルギー疾患は、その有病率の高さ等により、社会全体に与える影響も大きいが、発症並びに重症化の要因、診療・管理ガイドラインの有効性及び薬剤の長期投与の効果並びに副作用等、未だに明らかになつていいないことが多い。これら諸問題の解決に向け、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、患者の視点に立った疫学研究、基礎研究、治療開発（橋渡し研究の活性化を含む。以下同じ。）及び臨床研究の長期的かつ戦略的な推進が必要である。

アレルギー疾患は、最新の科学的知見に基づいた治療を行うことで、症状のコントロールがあ

る程度可能であるが、診療科が、内科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、小児科等、多岐にわたることや、アレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技能を有する医師の偏在等により、その周知、普及及び実践が進んでいない。最新の科学的知見に基づくアレルギー疾患医療の周知、普及及び実践の程度について、適切な方法で継続的に現状を把握し、それに基づいた対策を行うことで、国民が享受するアレルギー疾患医療全体の質の向上を図る。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア アレルギー疾患の罹患率の低下並びにアレルギー疾患の発症・重症化の予防及び症状の軽減を更に推進するためには、疫学研究によるアレルギー疾患の長期にわたる推移（自然史）の解明等良質なエビデンスの蓄積とそれに基づく定期的な診療・管理ガイドラインの改訂が必要であり、国は、関係学会等と連携し、既存の調査、研究を活用するとともに、アレルギー疾患の疫学研究を実施する。また、地方公共団体の取組や患者数、死亡者数の増減などを長期にわたり把握することで、本指針に基づいて行われる国の取組の効果を客観的に評価し、国におけるより有効な取組の立案につなげる。

イ 国は、アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のみならず、アレルギー疾患に起因する死亡者数を減少させるため、アレルギー疾患の本態解明の研究を推進し、アレルゲン免疫療法（減感作療法）をはじめとする根治療法の発展及び新規開発を目指す。

ウ 国は、中心拠点病院、都道府県拠点病院その他の専門的なアレルギー疾患医療の提供等を行う医療機関と臨床研究中核病院等関係機関との連携体制を整備し、速やかに質の高い臨床研究や治験を実施し、世界に先駆けた革新的なアレルギー疾患の予防、診断及び治療方法の開発等を行うとともに、これらに資するアレルギー疾患の病態の解明等に向けた研究を推進するよう努める。

エ 国は、「免疫アレルギー疾患研究10か年戦略」に基づき、疫学研究、基礎研究、治療開発及び臨床研究を推進する。

第五 その他アレルギー疾患対策の推進に関する重要事項

(1)

アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策に関する事項

ア 国は、アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士及び調理師等（以下「保健師等」という。）がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、地方公共団体に対して、関係学会等と連携し講習の機会を確保することを求める。

イ 国は、保健師等の育成を行う大学等の養成課程におけるアレルギー疾患に対する教育を推進する。

ウ 国は、保健師等のアレルギー疾患に係る知識及び技能の向上に資するため、これらの職種に

関連する学会等が有する認定制度の取得等を通じた自己研鑽を促す施策等の検討を行う。

エ 国は、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等を周知し、実践を促すとともに、学校の教職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保及びその内容の充実等について、教育委員会等に対して必要に応じて適切な助言及び指導を行う。児童福祉施設や放課後児童クラブに対しても、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（平成二十三年三月十七日付け雇児保発〇三一七第一号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）等既存のガイドラインを周知するとともに、職員等に対するアレルギー疾患の正しい知識の習得や実践的な研修の機会の確保等についても地方公共団体と協力して取り組む。また、老人福祉施設、障害者支援施設等に対しても、職員等にアレルギー疾患の正しい知識が普及されるよう、職員等の研修受講等について必要な周知を行う。

オ 国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、適切な医療を受けられるよう、教育委員会等に対して、アレルギーを有する者、その家族及び学校等が共有している学校生活管理指導表等の情報について、医療機関、消防機関等とも平時から共有するよう促す。

カ 国は、アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーショックを引き起こした際に、必要と

なるアドレナリン自己注射薬の保有の必要性や注射のタイミング等の当該注射薬の使用方法について、医療従事者が、アレルギー疾患を有する者やその家族及び関係者に啓発するよう促す。

キ 国は、アレルギー疾患を有する者が適切なアレルギー疾患医療を受けながら、本人又はその家族が就労を維持できるよう環境の整備等に関する施策について各事業主団体に対し、周知を図る。

ク 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応し、生活の質の維持向上を図るため、相談事業の充実を進める。

ケ 国は、関係学会等と連携し、アレルギー疾患を有する者を含めた国民が、アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための適切な情報につつでも容易にアクセスできるようウェブサイト等の充実を行う。

(2) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進

ア 地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するためにアレルギー疾患対策に係る業務を統括する部署の設置又は担当する者の配置に努める。

イ 地方公共団体は、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて地域の実情を把握し、

医療関係者、アレルギー疾患を有する者その他の関係者の意見を参考に、都道府県拠点病院等を中心とした診療連携体制や情報提供等、その地域の特性に応じたアレルギー疾患対策の施策を策定し、及び実施するよう努める。

(3)

災害時の対応

ア 国及び地方公共団体は、平時において、関係学会等と連携体制を構築し、様々な規模の災害を想定した対応の準備を行う。

イ 国は、平時から、避難所における食物アレルギー疾患を有する者への適切な対応に資する取組を地方公共団体と連携して行うとともに、災害時においては、乳アレルギーに対応したミルク等の確実な集積と適切な分配に資するため、それらの確保及び輸送を行う。また、地方公共団体は、食物アレルギーに対応した食品等を適切なタイミングで必要な者へ届けられるよう、防災担当部署等の被災者支援に関わる部署とアレルギー疾患対策に関わる部署等が連携し、可能な場合には関係団体や専門的な知識を有する関係職種の協力を得て、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、国及び関係団体からの食料支援も活用した食物アレルギーに配慮した食品の確保等に努める。

ウ 国及び地方公共団体は、災害時において、関係学会等と連携し、ウェブサイトやパンフレット等を用いた周知を行い、アナフィラキシー等の重症化の予防に努める。

工 国及び地方公共団体は、災害時において、関係団体等と協力し、アレルギー疾患を有する者、その家族及び関係者並びに医療従事者向けの相談窓口の設置を速やかに行う。

(4) 必要な財政措置の実施と予算の効率化及び重点化

国は、アレルギー疾患対策を推進するため、本指針にのつとつた施策に取り組む必要があり、それに必要な予算を確保していくことが重要である。

その上で、アレルギー疾患対策を効率化し、成果を最大化するという視点も必要であり、関係省庁連絡会議等において、関係府省庁間の連携の強化及び施策の重点化を図る。

(5) アレルギー疾患対策基本指針の見直し及び定期報告

法第十一條第六項において、「厚生労働大臣は、アレルギー疾患医療に関する状況、アレルギー疾患を有する者を取り巻く生活環境その他のアレルギー疾患に関する状況の変化を勘案し、及び前項の評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、アレルギー疾患対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。」とされている。

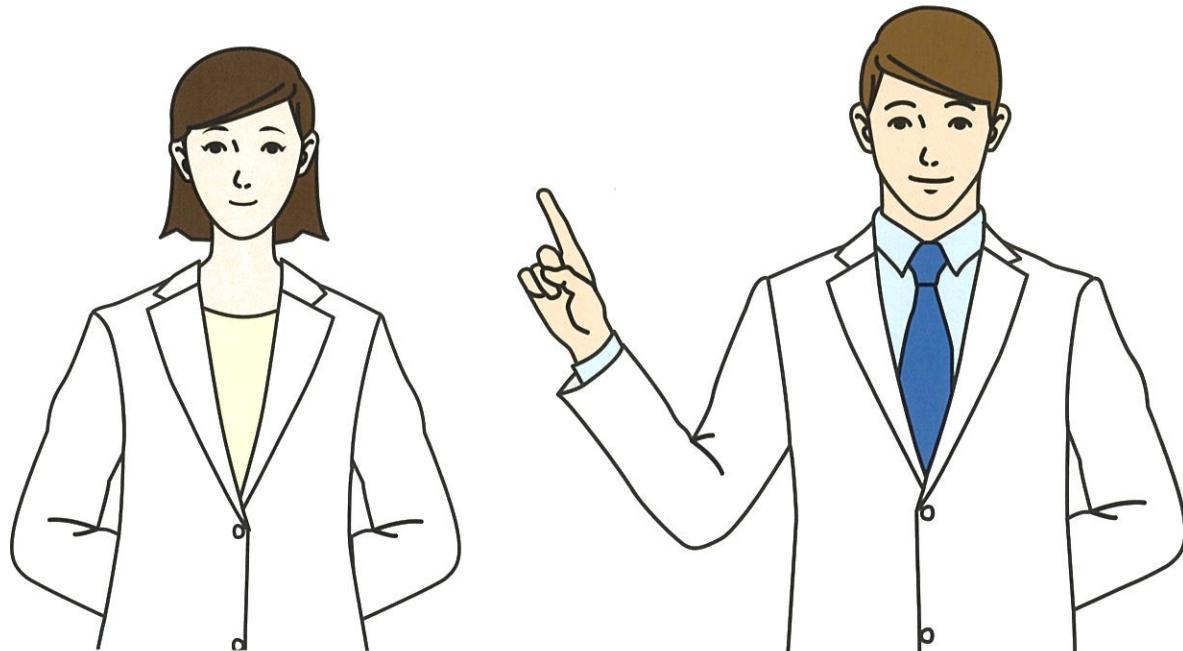
本指針は、アレルギー疾患を巡る現状を踏まえ、アレルギー疾患対策を総合的に推進するために基づとなる事項について定めたものである。国は、国及び地方公共団体等が実施する取組について定期的に調査及び評価を行い、アレルギー疾患に関する状況変化を的確に捉えた上で、厚生労働大臣が必要であると認める場合には、策定から五年を経過する前であっても、本指針につい

て検討を加え、変更する。

なお、アレルギー疾患対策推進協議会については、関係府省庁を交え、引き続き定期的に開催するものとし、本指針に定められた取組の進捗の確認等、アレルギー疾患対策の更なる推進のための検討の場として機能させるものとする。

APアレルギーポータル

アレルギーに関する「正しい情報」をお届けするWebサイト



アレルギーについて、正しい知識を身につけて
疾患の治療、管理、予防をしましょう



アレルギーについて



よくある質問



医療機関情報



アレルギーの本棚



災害時の対応



日本の取り組み



一般社団法人
日本アレルギー学会
Japanese Society of Allergology



厚生労働省



アレルギーについて

アレルギー疾患ごとの特徴や治療方法などをまとめています。症状や重症度などを解説しています。気になるアレルギー疾患の疾患理解に役立ちます。



アレルギーについて 小児のぜん息

特徴について ▼

症状について ▼

重症度について ▼

治療などについて ▼

ご覧になりたい項目を選択していただくと、解説が表示されます。

取り上げているアレルギー疾患

- 小児のぜん息
- 成人のぜん息
- アトピー性皮膚炎

- アレルギー性鼻炎
(通年性・季節性)
- 花粉症

- アレルギー性結膜炎
- 食物アレルギー
- 重症薬疹

- 接触性皮膚炎
- 莎麻疹(じんましん)
- ラテックスアレルギー

- アナフィラキシー
- 職業性アレルギー疾患



アレルギーの本棚

患者さん向けの冊子や医療従事者向けのガイドラインなどをまとめています。



正しい吸入方法を身につけよう

環境再生保全機構

[くわしく見る](#)

食物アレルギーのひみつ

ニッポンハム食の未来財団

[くわしく見る](#)

食物アレルギーに向き合うおいしいレシピ集

ニッポンハム食の未来財団

[くわしく見る](#)

スギ花粉症におけるアレルギン免疫療法の手引き（改訂版）

日本アレルギー学会

[くわしく見る](#)

食物アレルギーの栄養食事指導の手引き2017

食物アレルギー研究会

[くわしく見る](#)

ぜん息悪化予防のための小児アトピー性皮膚炎ハンドブック

環境再生保全機構

[くわしく見る](#)

「患者さん向け冊子・書籍など」を選択していただくと、冊子・書籍などが公開されているWebサイトへのリンクが表示されます。



医療機関情報

全国のアレルギー疾患医療拠点病院やアレルギー専門医などを調べることができます。



都道府県拠点病院

お住まいの地域の拠点病院を検索できます。
※拠点病院のリストは定期的に更新されます。

北海道・東北

甲信越・北陸

関東

東海

関西

中国

四国

九州



災害時の対応

災害時のアレルギー疾患への対応方法をまとめています。



患者さんの避難所での生活上の注意点や、災害派遣スタッフへの注意事項についての資料も含まれています。

災害時の取組方針

内閣府防災基本計画

防災基本計画は、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画です。

避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針

市区町村の避難生活での良好な生活環境を確保するための取り組みに当たっての指針です。

厚生労働省防災業務計画

大規模な災害が発生した際に、厚生労働省に関係する業務を円滑に進めるために作成された計画です。



よくある質問

アレルギー疾患に関する不安や疑問などについて調べることができます。

「フリーワード」でも「疾患別」でも検索することができます。

質問の例

食物アレルギーと食中毒の違いは何ですか。

食物アレルギーは免疫がかかわる病気であり、多くは食物の成分として含まれているタンパク質が原因となります。

一方、食中毒は、食物に付着したウイルスや細菌のほか、毒キノコなど、本来、食べてはいけないものに含まれた毒などが原因で生じる病気であり、免疫はかかわりません。

質問を探す

フリーワードで探す

お困りごとはなんでしょう？



疾患別に探す

- アトピー性皮膚炎(20) 花粉症(9)
- 食物アレルギー(33) 湿疹(3)
- アナフィラキシー(4) アレルギー性鼻炎(4)
- じんましん(7) 接触性皮膚炎(3)
- ラテックスアレルギー(2) 成人のぜん息(9)
- 小児のぜん息(9) アレルギー性結膜炎(1)
- 重症薬疹(1) 職業性アレルギー疾患(1)
- その他(15)



スマートフォンでもパソコンでも、
サクサク読みます！

<https://allergyportal.jp/>



検索サイトからのアクセス

アレルギーポータル



アレルギーポータルについて

厚生労働省では「アレルギー疾患対策基本法」などに基づき、アレルギー疾患有する方が安心して生活できる社会の構築に取り組んでいます。

インターネットなどには、アレルギー疾患に関する膨大な情報があふれていますが、適切な情報を選択することが困難になっています。

アレルギーポータルは、科学的根拠に基づいたアレルギー疾患医療に関する「正しい情報」を提供するため、厚生労働省の補助事業として、日本アレルギー学会が運営しています。

A screenshot of the official website of the Ministry of Health, Labour and Welfare (MHLW) in Japan. The top navigation bar includes links for '首長切替' (Minister Switch), '日本語' (Japanese), '点字グランコード', 'サイト別画面ツール' (Tools), 'ヘルプ', '文字サイズの変更' (Text Size Change), '大' (Large), '特大' (Extra Large), and 'English site'. The main menu has items like 'ホーム' (Home), 'お問い合わせ窓口' (Contact Window), 'よくある質問' (FAQ), 'サイトマップ' (Site Map), '国民参加の場' (Public Participation), 'カスタム検索' (Custom Search), and a search bar. Below the menu, there's a link to 'アレルギー疾患対策推進協議会(アレルギー疾患対策推進協議会)'. The main content area features a large blue button labeled 'アレルギー疾患対策推進協議会(アレルギー疾患対策推進協議会)' with a sub-section titled 'アレルギー疾患対策推進協議会(アレルギー疾患対策推進協議会)'. This section contains a table with two rows of information:

回数	開催日	議題等	議事録・議事要旨	資料等	開催案内
第11回	2019年3月23日 (平成31年3月28日)	(1) 委員会 (2) 会員選任及び会長 代行候補者 (3) アレルギー疾患対 策推進協議会について (4) アレルギー疾患対 策の取組について (5) その他	議事録 6月10日	議事要旨	議事録 内
第10回	2018年1月22日 (平成30年1月22日)	(1) 委員会 (2) アレルギー疾患対 策供体制の整備に よる効率化	議事録	議事要旨	議事録 内

厚生労働省のWebサイトなどへリンクしています。

A screenshot of the Allergy Portal website. At the top, there's a circular icon with a heart inside a hand, followed by the text '日本の取り組み' (Japan's Initiatives) and a sub-text '日本の取り組みや法令、研究についての情報をまとめています' (Summarizes information on Japan's initiatives, laws, and research). Below this, there are four main sections with sub-sections and 'くわしく見る' (View details) buttons:

- 法令**
 - アレルギー疾患対策基本法 (Basic Law)
アレルギー疾患対策基本法は、平成26年5月20日に成立した法律です。
くわしく見る
 - アレルギー疾患対策 基本指針 (Basic Guidelines)
平成29年3月21日に策定された、「アレルギー疾患対策基本法」に定められており、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」です。
くわしく見る
- 通知・取り組み**
 - アレルギー疾患対策推進協議会 (Policy Promotion Conference)
厚生労働省のアレルギー疾患対策についての協議会です。
くわしく見る
 - 免疫アレルギー疾患研究戦略検討会 (Research Strategy Review Committee)
厚生労働省健康局が実施する検討会のひとつです。
くわしく見る
 - アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会 (Provider System Review Committee)
厚生労働省健康局が実施する検討会のひとつです。
くわしく見る
- 都道府県におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備について (Local Government Medical Care System Improvement)
アレルギー疾患対策基本法に基づく、厚生労働省が各都道府県への、必要な施策の策定、及び実施等の依頼です。
くわしく見る**
- 学校給食における食物アレルギー対応指針 (School Food Allergy Response Guideline)
文部科学省が学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るために策定した指針です。
くわしく見る**
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン (2019年改訂版) (Nursery Care Allergy Response Guide 2019 Revised Edition)
厚生労働省による保育所の子どもと職員全体の健康と安全の確保のために策定したガイドラインです。
くわしく見る**